

一般社団法人浪江青年会議所 運営規定

第1章 目的

第1条 本規程は、一般社団法人浪江青年会議所（以下、「本会」という）の運営に関して必要な事項を定めるものである。

第2章 役員の職責

第2条 本会の役員は定款に定める事項の他、次の任務を有する。

1 理事長

- (1) 本会の代表として対外的な発言をし、総ての事業の総括責任をもつ。
- (2) 公益社団法人日本青年会議所総会、公益社団法人日本青年会議所東北地区協議会、公益社団法人日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会及び理事長会議に出席し、本会の有する表決権の行使および意見の発表を行う。

2 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。
- (2) 各々分掌の委員会を統轄して、活動を活発にし、各委員会の連絡調整を図る。

3 専務理事

理事長及び副理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の運営ならびに対外的な活動のため一体となって努力する。

4 理事

- (1) 理事は、本会の目的達成のために、事業を企画、検討、実施し、且つその成果を確認して、議事録または報告書を7日以内に担当副理事長を経て、理事長に提出する。
- (2) 各理事の職務分掌に疑義が生じた場合、理事長に報告し、理事会の決定に従ってその任務を遂行する。

5 監事

監事は本会の業務及び財産状況を監査し、必要あるときは理事長に報告書を提出しなければならない。

第3章 出席

第3条 正会員は次の行事に出席する義務を有する。

- (1) 例会及び総会
- (2) 理事長指定行事
- (3) 配属された室及び委員会等

2 下記の会合に出席した正会員は、出席した旨を理事長宛文書で報告した場合、要出席回数及び出席回

数に各1回を加えて、報告書の受理された時に出席率を算出する。ただし、主催者側もしくは当該役員の承認印を必要とする。

(1) J C I 諸会議

(2) 公益社団法人日本青年会議所の全国会員大会、各地区会員大会、各ブロック大会

(3) 各地 J C の認承証伝達式および記念式典

3 J C 関係の公務のためにあらかじめ届出で総会、理事会、例会、室会及び委員会等に欠席した場合は出席したものとして取扱う。

4 定款第 15 条に定める産前産後休暇、育児休暇を取得する正会員並びに定款第 1 6 条に定める休会を承認された会員は出席の義務を免除する。

5 正会員は全て会合に出席する際には正装を着用し、J C バッチ、ネームプレートを佩用しなければならない。ただし、理事会承認の上で上衣を使用しない場合はこの限りでない。

第4章 室及び委員会等

第4条 定款第48条に基づき、人財室並びに輝く人財育成委員会、組織室並びに多様な人財が集う組織拡大委員会、地域室並びに標葉を想う地域活性化委員会、特別準備室並びに創立45周年特別準備委員会、総務室並びに総務広報委員会を設置する。

2 委員は正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

第5条 各室及び委員会等の職務分掌は、理事会の承認を得て、これを定める。

第5章 褒賞

第6条 本会における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人・法人及び団体に対して理事会の決定により褒賞を行う。

2 定款第6条に定める事業年度において出席率が100%の会員は褒賞する。

第6章 慶弔

第7条 会員の慶弔に関しては次の基準により、慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

(1) 正会員の結婚 金10,000円相当の記念品

(2) 正会員の死亡及び2親等内の家族死亡 花輪と金10,000円

(3) 特別会員の死亡 金10,000円

(4) 特別会員の同居家族死亡 金5,000円

(5) 正会員の長期(11日以上入院)にわたる傷病 金10,000円

(6) 正会員の短期(10日以内入院)にわたる傷病 金5,000円

(7) 正会員及び正会員の配偶者の出産 金10,000円

(8) 以上のほか、必要と認めるとき正副理事長の協議により、これを決定し理事会に報告する。

細 則

第8条 本規程の変更及び廃止については、総会において行う。

附 則

- 1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本規定が施行された日に社団法人浪江青年会議所運営規定は廃止する。